

個別訪問によるマイナンバーカードの 申請受付を行います!

市では、“デジタル化社会”の実現に向けてマイナンバーカードの普及促進に取り組んでいて、約87%の人がマイナンバーカードを申請しています。

また、マイナンバーカードは健康保険証として使用できます。

「マイナンバーカードは作りたいけど、なかなか市役所に行けない」という要望にお応えするため、本年度から個別訪問によるマイナンバーカードの申請受付を行います。

カードの申請に必要な顔写真の無料撮影も行いますので、作成を希望される人は、市民課戸籍住民グループへ電話でご予約ください。



●申請予約と準備物について

▶予約枠

平日	午前	2枠	午前9時30分～	午前11時～
	午後	2枠	午後1時30分～	午後3時～
毎週木曜日	夜間	2枠	午後6時～	午後7時～
第2日曜日	午後	2枠	午後1時30分～	午後3時～

▶予約方法 3日前までに戸籍住民グループへ電話予約

▶準備するもの

個人番号通知カード
※お持ちの人のみ

+

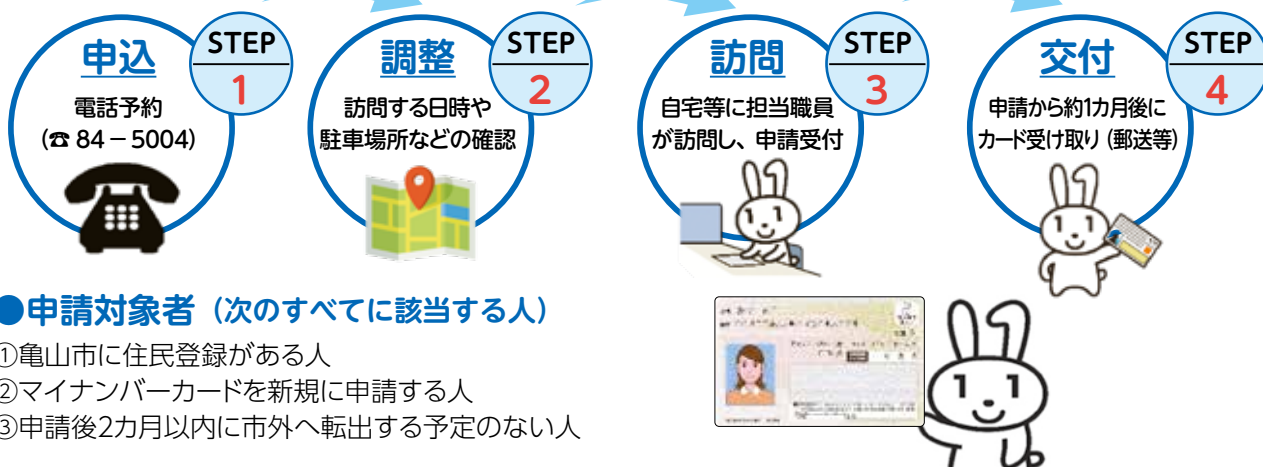
本人確認書類

+

住民基本台帳カード
※お持ちの人のみ



●手続きの流れ



●申請対象者 (次のすべてに該当する人)

- ① 亀山市に住民登録がある人
- ② マイナンバーカードを新規に申請する人
- ③ 申請後2ヵ月以内に市外へ転出する予定のない人



亀山エコータウンでもマイナンバーカード申請受付を行います!

とき 6月9日(日)

午後2時～4時

ところ 亀山エコータウン

2階北側催事場夢ひろば



申請時の持ち物

- ① 通知カード[マイナンバー記載の薄緑色の紙製カード]
(紛失された場合でも申請可)
- ② 本人確認書類 (以下のA書類より1点、またはB書類より2点)

A書類 (顔写真付きのもの)	B書類(氏名・住所または氏名・ 生年月日が分かるもの)
・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・障害者手帳 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード など	・健康保険証 ・医療費受給資格証 ・介護保険証 ・年金手帳または証書 ・母子健康手帳 ・学生証や社員証 など

- 申請書記入の支援、申請に必要な顔写真の無料撮影を行います。
- 申請する本人がお越しください。15歳未満の人は、法定代理人とお越しください。

問合先 市民課戸籍住民グループ (☎ 84-5004)